

ユマニチュード倫理憲章

私たち、ユマニチュードに携わる全ての者は、それぞれの人間的価値が尊重されている、とりわけ自由、独立、市民権、自律、協力と分かち合い、寛容、誠実、優しさが尊重されていると実感できる、善き環境をつくり、そこで活動します。これがユマニチュードの原則です。

ユマニチュードの原則に支えられた環境は、幸福を育み、互いに認め合うことや、個人と集団の努力の大切さをより高めていきます。これによって、共通の課題には皆で共に取り組み、個々の課題は互いに助け合うことが可能となります。怖れることなく相手と正直かつ率直に向き合うことで、相互の信頼を強固なものとしします。

考案者のロゼット・マレスコッティとイヴ・ジネストは、1980年代から一貫して、健康に関わる専門職の領域だけでなく、広く市民社会においてその価値の実現に尽くしてきました。私たちも同様に、以下の憲章を遵守し、これに取り組みます。

1 常にユマニチュードの原則に忠実である

個人として、専門家として、事業に携わる者として、もしくは研修や会議、出版、研究等の活動において、常にユマニチュードの原則に忠実であり続けます。

2 常にユマニチュードの質を最優先にする

商業的利益や個人的利益よりも、私たちが実践するユマニチュードの質を最優先とします。これこそが、ユマニチュードの発展と持続化を可能にすると認識します。研修プログラムについても質の担保を第一に考え、研修提供者はその内容を遵守します。

3 常に互いを尊重する

いかなる場合も相手を一方的に否定したり傷つけたりすることなく、困難が生じた時には、正直で率直な思いやりの精神をもって意見の相違や対立を乗り越えます。

4 常に誠実で透明性をもつ

誠実に行動し、個人情報や機密に該当しない情報については、完全な透明性を持って共有します。

5 常にプロフェッショナルである

プロフェッショナルとしての職業倫理をもち、経験を共有し、継続的に学び続けます。